

京 都 大 学 産 学 共 同 講 座 及 び 産 学 共 同 研 究 部 門 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「産学共同研究部門」とは、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項</u>に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。次項において同じ。）の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる産官学連携による研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費について、共同研究費等を充てるものをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「産学共同研究部門」とは、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により</u>定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。次項において同じ。）の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる産官学連携による研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費について、共同研究費等を充てるものをいう。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則（令和8年達示第57号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>